

管理通貨制の意義について

高木, 暢哉

<https://doi.org/10.15017/4488738>

出版情報：経済學研究. 32 (5/6), pp.89-112, 1967-02-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



管理通貨制の意義について

高 木 暢 哉

一 はじめに

管理通貨制度 (managed currency system, manipulierte Währung, système de la monnaie dirigée) という言葉がある。それは学術用語として用いられている。これでもって一定の事がらを概念し、そういう概念化にもとづいてさまざまな分析・考察・研究・主張がなされているが、実際にみて、いうところの内容がなにかということになると、人ごとに必ずしも一様ではないようだ。管理通貨ということを最初にいい出したのは、J.M. Keynes であるとされているが (A tract on monetary reform, London, 1933, 岡部・内山訳『貨幣改革問題』岩波書店、大正十三年)、それから一九三〇年代の世界大恐慌を経験し、ついで第二次世界大戦があり、戦後最近の事態にいたると、この言葉も当初とはいくら違った内容と色彩をおびるようになった。時代につれての言葉の意味合いの推移である。といって当初に引き続いての一定の基調も保持されている。しかしそれはともかくとして、どのようにこの言葉に内容を盛ることにすればよいのか。どのような仕方での概念が、われわれの研究にとっては理にかなない、また有意義に有効に役立ちうるか。用語の吟味が必要とされる。

しかしたんに用語の吟味が必要だといった程度のことでは、なさそうだ。用語にどのような内容が盛られるかということ

とは、そこで問題とされている事がらそれ自身にたいしての各人の態度、立ち向う仕方、関心のおき方にかかりをもつ。考察するがわにおいての問題意識が違ふときには、接近の仕方が違ってくる。自然と、とらえ方、考え方、概念化の内容も異なってくるであろう。このような相違は、人によって違ふばかりか、時代や社会によつても違ふので、上述のように管理通貨と呼ばれる言葉の意味や色合いに推移が生じてきたのである。一九二〇年代と一九三〇年代、それから飛んで一九五〇年代においての人々の問題意識は、資本制経済体制の上に生じた歴史的变化と推移にともない、相当に変つてきている。変りゆく歴史的時代の事がらに對面する諸時代の人々がもつ問題意識の変化であつて、事がらが変わり、意識が変わり、言葉の意味合いもまた變つてくることになった。もとより当初からの一定の基調は保持されていながらも、管理通貨という言葉の中身はさまざまの方面に向けて展開され複雑化されてゆき、また重視し高調される面においても違いが生じてきていることは、いなめない。概念が意味する事がらそれ自身のうえに事実としての歴史的展開がある他方では、これを考察する主体のがわにおいての問題意識や態度のうえにも違いがあった。したがつてそこから導かれる政策的措置や指針のうえに相違が現われているとともに、またこれに寄せる期待の程度や内容にも違いがある。そうして異なっているし、また異なつてきている管理通貨という用語であつてみれば、それがどのように把握さるべきかということは、相當に考えてみなければならぬ問題を含む。概念の内容がそもそものであるべきかという問題に加えて、それと内面的にかかわりをもつ概念化に向けての人々の態度とか志向とか問題意識のごときが、また問われねばならない。

このような設問は、當然に、事がらや概念にたいし内在的でなければならぬが、他方ではそれを越えて批判的立場に立つものであろう。すなわち、展開されゆく資本制生産の歴史的に動的な論理に照してのものでなければならぬ。歴

史的に論理的な、それゆえにまた主体的に動的な弁証法的思考に立ってみるときに、考察は初めて批判的であることができる。批判的吟味の考察を、管理通貨という言葉について行なってみたいと思うのである。

ところで、管理通貨制をなにか今日の困難の一切を解決しうる理想の制度であるかのごとくに美化して論ずる主張がある。この制度のもとでは、通貨の流通は望むままに管理調整することができ、物価は安定し、雇用は増大し、経済は成長するし、つまりは経済の自然を人為的管理下に統御しうる新時代の制度とみるのである。これに反対して酒井一夫教授は、自制を求める異論を出されている。「管理通貨制が有効需要政策と密接に関係しているのは事実であるとしても、それが景気な自由を調節したり、インフレーションを思うがままに進行させたりするかのように説くのは早急な推論である。」(『金為替本位制と管理通貨制』『金融経済』誌一〇一号、一九六六年二月、一頁)と、強い警告の言葉を発せられる。「資本主義国家による通貨の管理はけっして無制限なものではないし、またその管理が貨幣の流通諸法則を排除してしまうものでもない。」氏は、「現行通貨制度がどのような機構のもとに成立しているか」を明らかにし、「人為的管理はこれにどこまで干渉しうるかを究明し」(同論文、同箇所、一頁)、その限界を示すことによって、通俗の管理通貨論にたいする批判とされているのである。もとより氏においての特有の概念の仕方、立ち向かい方、したがって問題意識が背景となっていての、こういう警告への吟味であったことは、いうをまたない。それは裨益することが多く、豊富な示唆が含まれており、またわれわれの思考を誘発する数々の論点を内包する。氏の見解に学ぶことは、管理通貨制なる概念について考えてみようとするわれわれにとって、有効な学習であり、有益な作業であるかにみえるのである。

二 兌換と不換、国内と国際

酒井氏においては、貨幣制度と通貨制度とはまず明確に区別されねばならぬ二つの異なる概念とされている。貨幣制度はみずからのうちに通貨制度という下位概念を含む。通貨制度を含んでのより広い上位の概念として貨幣制度がある。

金本位制とは貨幣制度についてのもの、管理通貨制は通貨制度であって、後者に含まれる。通貨制度の一様式でしかない管理通貨制は、上位概念である金本位制^{注一}と対立させて論ぜらるべきことがらではない。金本位制における通貨は、金貨・兌換銀行券・不換（金為替兌換）銀行券と、制度的に進化してきた。「右の通貨形態に対応して、金本位制が金貨本位制、金地金本位制、金為替本位制と展開されてきている」（同、二頁）。金為替本位制は、金本位制がもつにいたった歴史的には最新の通貨制度の形態である。この通貨制度のもとでの通貨の管理を管理通貨という。それでは、いうところの金為替本位制とは、氏においてどのように概念されているか。その論述に聞くことにしよう。

注一、「金本位制は言葉の固有な意味においては、本位貨幣にかんする規定を指すもので、貨幣金の法的確認と貨幣単位たる金量の法定（価格標準）を内容とする制度と見ることができ。けれども歴史的存在としての金本位制は鑄貨制度や発券制度を包含して具体化されており、したがってそれは流通貨幣または通貨（鑄貨、銀行券）にかんする規定——通貨の資格とその供給方法を定める——をも併せもった貨幣制度とみなされる。」（同、二頁）。

注二、「現在の通貨制度を管理通貨制というとしても、それは金為替本位制の枠のなかでの通貨管理といわなければならない。」（同、十七頁）。

金為替本位制は金地金本位制をみずからにとつての前提としてもつ。それは金地金本位制に後続して歴史上は現われる。「一九二〇年代の再建金本位制において、イギリス、アメリカ、フランスは金地金本位制をとり、諸他の国が金為

替本位制を採用した。このばあいポンド、ドル等は金為替として金為替本位制国の発行準備を構成し、同時にそれら通貨は国際通貨としての資格を公認されたことになる。」(同、四頁)金地金本位制国の通貨は、法定価格標準にもとづく金との兌換・金買上げによって、その代表すべき金量は確保される。すなわち一定金量の価値をもつ。この価値を確保するための機構として、金地金の買上げや売却のごときが行なわれるわけである。これにたいし金為替本位制国の方は、このようにして価値が確定され維持されている金地金本位制国の通貨を、自国通貨としての支払準備としてもつのであって、金為替本位制国の通貨の価値は金地金本位制国の通貨の価値に依存する。金為替本位制国は、金量の確定された外貨にたいする為替平価を定め、その平価に従っての金為替の売買、他方では金買上げをも行なう。こうして金為替本位制国の通貨の代表すべき金量は、金量の確定された外貨に結びつき、迂回されて間接的にみずからの量が確保される。リンクした外貨が代表するものとされる確定金量の自然的価値が金為替本位制国の通貨の価値を貫き、これを支配し、すなわち金為替本位制国の通貨の価値は金地金本位制国の通貨の価値に依存する。金地金本位制国は金と交換されるみずからの通貨(金為替)を用いて金為替本位制国に貸付け、金為替本位制国はそうして手に入れることのできた金為替を発行の準備において、みずからの通貨発行量を飛躍的に増大させることができたし、またこれを国際収支の決済に用いる。価値基準の点で金為替本位制国の通貨は金地金本位制国の通貨に従属するばかりか、通貨発行量においても従属し、また国際金融上も従属する。国際的に金準備は金地金本位制国に集中されることになり、金地金本位制国の通貨(金為替)は、国際通貨としての資格をえ、国際的ゴールド・センターが国際取引の最終的な決済地・国際金融の中心地となり、金為替本位制国はこれに従属するのである。(同、三一五頁)

金為替本位制についてのこのような酒井氏においての論述には、別に問題とすべきことはない。極めて明快なものが

ある。ただ、いまの場合に問題となるのは、そういう金為替本位制なる概念を尺度に用いて現行の通貨制度が金為替本位制であると認定されていることである。どういふ点からみて、そうなるのか。このことをさらに、氏の論述にきいてみなければならない。つぎのごとくであった。「その理由というのは、世界各国の発行準備としてアメリカ・ドルが採用され、そのドルがアメリカの海外兌換を通じて金にリンクされているからである。アメリカの金売却・買上が一定の価格（一オンス三五ドル）で行なわれるかぎりドルは金為替であり、アメリカ以外の諸国において各国の通貨がIMFに通告の対ドル・レートを基準にしてドルに交換されるかぎり各国通貨制度は金為替本位制といわねばならない。ただし各国通貨の価格標準すなわち確定金量がドルを通じて与えられる（たとえば円は二・四六八五三ミリグラム）とともに、それを維持するための機構が働いているからである。」（同、五頁）と。

各国通貨がIMFへ通告の対ドル・レートを基準にしてドルと交換されており、その面からいえば、各国通貨の確定金量が一オンスの金三五ドルという線にそって定められているということは、酒井氏が述べられるように事実である。ドルにたいしての金の売却・買上げを行なうアメリカは、さきの趣旨からいえば、金地金本位制国に違いない。そしてわが国のごときは、アメリカの金買上値にもとづいて通貨の価値が規制される金為替本位制国ということに当然なつてこよう。しかしそうだけですむのであれば、酒井氏にとつても、問題は至極簡単であった。ところがこれに矛盾するかにみえる今日の通貨制度においての別な一面がなくはない。このことを無視はできない。酒井氏もまたこの点を取り上げて、予想される反論に備え、あらかじめつぎのように答えたうえで、やはり今日の通貨制度は金為替本位制であるとされたのである。――

各国通貨のドル貨への交換にはなお多少の制限があることが、疑問として提起されるであらう。けれども現状は、対外

支払に必要とされる外貨獲得については、ほとんど支障はない。一定の対ドル・レートを基準にして各国通貨とドルとの交換が行なわれており、しかもこの為替交換率の維持のためには為替平衡資金や中央銀行の市場への出動のごときが行なわれる（同、六頁）。つぎに、アメリカが行なう金兌換に制限があるということも、金為替本位制であることを否定する論拠にはなりえない。確かにアメリカの貨幣当局は、他国の中央銀行や為替平衡資金など公的機関にしか金を売却しない。外国の私人には売らないし、もちろん国内のアメリカ人にも売らない。こうしてアメリカの金兌換には制限がある。しかしそういう制限の事実、ドルが金為替ではないということを立証する論拠にはならぬ。金兌換の制限は、実は金本位制のむかしからあり、その歴史的進化にともない、しだいに増大してきた。そういう歴史的進化にそっての今日における金兌換の制限とみるべきである。「その進化はまず金が国内流通から引揚げられて各国中央銀行に、ついで国際流通からも節約されてゴールド・センタ―に集中されるという金節約・金信用の発展に対応している。国内的に金は流通せず、対外的にも金の代わりに外貨ドルで支払えばよいという事情の下で、諸個人が金兌換を請求する必要は事実上なくなっている。だから金為替本位制において私人に金兌換を保証することは必須の条件ではない。アメリカの私人についても同じことがいえるであろう。各国における諸個人の外貨（ドル）保有は結局中央銀行に売渡され、他方で必要な外貨は中央銀行から買出される。こうして一国における外貨の需給は相殺され、その残高が中央銀行（平衡資金）準備に計上される。このことは一国が対外決済においてドルで相殺し、その残りのドル残高が対外準備を構成することを意味する。その相殺しきれない最終的なドル残高が金に兌換されれば、ドルは金為替たるに十分な資格をもつ。アメリカの外国貨幣当局にたいする金売却はこの条件を充している。このように各国において金・外貨の集中政策が行なわれている段階を認識するならば、金為替本位制の成立を否定する理由はない。」と（同、六頁）。

金・外貨の集中政策が行なわれている現段階の認識をもって、今日の通貨制度を金為替本位制と認定する論拠とされているのである。確かにいわれるように、金兌換は内外ともに私的市民に向けては行なわれないですむようになった。金本位制の発展は、兌換が現実には行なわれないですむ歴史的進化とみることができよう。けれどもこのことは、もとも信用通貨というものが成り立ちうる本質に根ざしてのものであった。金貨幣を支払うという債務の承認、そこに信用通貨の内幕がある。そのゆえに信用通貨は、支払いが約束される金の一定分量を代表して、代用の流通手段として機能することができた。いちいちの信用通貨のすべてが、金で現実に支払われるということではない。金に換わりうるけれども、実際には換えられないで、その多くの部分が流通に止まって機能する。そこに信用通貨の機能上の意義があり、役割があった。もしもいちいちのすべてが直ちに金に換えられるのであれば、金貨幣に代つての流通手段とはなりえない。つまりは信用通貨なるものは存在しない。そうではないので、金貨幣の流通を節減する代用の流通手段としての役割を果たすことができた。資本制生産の生成・発展にともない、信用通貨が生成し発展してきた理由である。ますます少なくてすむ支払準備の金保有を基礎に、ますます多くの種類と量の信用通貨の構築が打ち立てられる。兌換されないままに流通する信用通貨の分量と種類は、増してゆく。銀行券や預金通貨が発展し、また国際的には金為替の流通が伸びていって、金為替本位制という国際的通貨制度となったのである。正当にも酒井氏が述べられるとおりである。けれどもこのような信用通貨の内外両面にわたつての伸展には、もとより金兌換という本質規定が控えていた。金に換わるとされる信用通貨であるので、その貨幣名がいいあらわす金の分量に代わり、その価値をもって、代用の流通手段となつて機能することができた。もしも金に換わりえないものであるならば、この金の価値で流通しうるといふ保証はない。それは本質上もはや信用通貨ではありえない。別の種類の通貨であり、別個の機能上の規定をもち、別個の機能法則に

服さねばならない。信用通貨の場合には、金に換わりうるという規定に立ち、金で支払われるという信頼にもとづき、しかも金への支払請求がなされないままに機能する。無準備の金支払約束が現実^にに機能するという可能的事実^に、信用通貨の流通は基礎をおく。無準備の部分であっても、兌換が請求されるときには、応ずべきものとされての信用通貨の流通であった。実際には応じることができないのであるから、信用構築は崩壊する。信用恐慌が勃発する。兌換されないで機能するという事実^は、兌換規定を必要としないということと同じではない。兌換は信用通貨にとっては、実質的に本質的な内容を形成する。本質としては兌換を条件としながらも、事実としては不換のままに信用通貨は流通しているということに、信用通貨の特質があるというほかはない。

国際的に流通する金為替にしても、そうであった。事実上は兌換されないまままで金為替は、国際的債権債務の処理にあてられうる。このことによって世界貨幣金の使用は節減される。その意味において国際的信用通貨の働きをする。しかしそういう機能を果しうるのは、もとより金兌換への市民的自由が約束されているからだ。国際的取引の現実の担い手である私的市民にたいし、その要求がありしだい、たれにであらうと、金の支払に応じるといふ債務の承認が、金為替の流通にとっての前提であった。このことがあるので金為替は、法定価格標準の定める金量の価値でもって、金に代わり国際的支払取引に機能することができた。現実には金に換えられはしないにしても、金に換わりうる^{こと}が条件とされて^{いて}の支払手段としての機能であった。さきの酒井氏の引用文においてのように、「諸個人が金兌換を請求する必要は事実上なくなっている。だから金為替本位制において私人に金兌換を保証することは必須の条件ではない」とは、いえないと思う。金兌換への保証がないものは、信用通貨の意味での金為替の機能は果しえない。

金兌換が今日許されているのは、いろいろと制約はあるが、IMF加盟の通貨当局にたいしてのことであつた。この

かぎりにおいては、ドルは金為替であるといふことができる。けれどもそれより以下の私的レベルにおいては、金への兌換は許されていない。金兌換の許されない私的市民が国民経済や国際経済の現実の担い手であることが、ここに注意されるべきである。私的市民のあいだで行なわれる国際流通取引のために、私的市民にとってはいまは不換とされているドルが国際的な流通手段となつて働いている。例えばここに、わが国の業者が、三六〇円＝一ドルの対ドル公定レートでもつて円と交換にドルを手に入れるとする。このドルを用いてわが国の業者は、一ドルごとに、アメリカの法定金買上値（一オンスの金三五ドル）が定める金分量（三五分の一オンスの金、または〇・八八八六七一グラムの金）に等しい価値の商品をアメリカで手に入れることができるであらうか。アメリカの国内で機能する不換のドルは、法定金買上値とはもはや直接的に法制的な関係からは切り離されている。事実上の経済過程の成行きにしたがい、迂回して事後に定まる金分量の価値を章表して実際の取引では流通する。事実上の事後の価格標準といふかぎりにおいては、その章表する金分量は浮動的で固定せず、可変である。そういう可変のドルでもつて、わが国の業者はアメリカの商品を購入し、またアメリカの業者による支払いをうける。それは、金で支払うことが約束された信用通貨としてのドルではなかった。したがつてその章表して流通する金分量も、法定価格標準のそれと一致しなければならぬという直接的に必然的な関係をもたない。○・八八八六七一グラムの金量を代表するという保証をもたぬ不換の国民的通貨＝ドルでもつて、現実の国際的流通取引が行なわれる。そこでもしも、日米ともに、円やドルの章表して流通する事実上の金分量が等しく減少するとする。すなわち事実上の価格標準が平行してともに低下すると仮定しよう。その分だけ二国の物価水準は名目的に高騰しているわけである。そのような場合に、他の関係において不変であれば、日米為替レートの維持は不可能ではない。しかしこのときの一ドルでもつては、三五分の一オンスの金量と価値を等しくする商品をアメリカにおいて

手に入れることはできないし、一円でもっては二・四六八五三ミリグラムの金と等しい価値のものを日本で手に入れることは難しい。固定為替レートは維持されているながらも、ドルや円が現実に流通代用手段機能を営むにあたって章表する金分量が減少することは、全く不可能ではないのである。

注 一九三四年一月三〇日の金準備法 (Gold Reserve Act) の第九条は、公共の利益にも、とも有利と考える方法・相場・条件で、金を国内・国外に財務長官は売却することができるとしている。したがって金の売却は、財務長官の判断にもとづいての行政的権限に属する。法律上当然に負うべきものとされる無制限の義務ではない。この点において従来の市民的に自由な金支払の債務とは同じではない。その売却の実際も、各国の政府や中央銀行および国際的通貨機関にたいしてのみ行なう。その他のものにたいしては行なわない。したがって国際通貨としてのドルの信用を危うくするような金の売却に應じることはない。他国の公的機関にしても、このようなアメリカの意向に反して買付を強要するものではないし、することもできない。アメリカがもつ無言の強制力もあるはずだし、国際的通貨であるドルの動揺を防ぐという意味において、協力の態度をとることもある。こうして事実上の問題としては、各国政府や通貨機関とのあいだでのドルの金への兌換は、昔日のような私的に市民的な取引自由の原則に立つものではなくなっている。公権力的な国際法的な国家間の取決め・了解・態度に依存することが大きい。この意味では、信用通貨の歴史的生成にあつた規定であつて産業資本主義段階を通じて貫かれてきた私的に市民的な金支払債務の承認という根本原理に、時代の変化が生じてきていることには、疑いはない。

けれども通貨当局のあいだについてみるとときには、一ドルは〇・八八八六七一グラムの金量を代表することになっている。円もまた、固定為替レートにもとづくドルとの交換を介して、二・四六八五三ミリグラムの金を代表するものとみなされうる。アメリカは金地金本位制国であり、日本は金為替本位制国といわなければならない。アメリカが行なう法定金買上値により打ち貰かれた信用通貨の国際的体系とみることができよう。世界の市民は、私的には不換の国民的通貨ドルを用いて、実際の国際的流通を行なう。そのときのドルは法定金買上値の価値を代表するとは限らないことは、

さきにも述べた。不換であり、紙幣化しているドルであるから、それが流通するにあたり実際に章表する金分量は浮動であり、可変であった。しかし今日の実情のもとでは、金・ドルは当局に集中されて管理される仕組になっており、したがって国際的商品流通の結果として私的市民の手に帰したドルは国々の通貨当局のもとに集められ、集積され、そうして生じる通貨当局のもとのドル残高は、さきにも注記しておいたような制限はあるにしても、一ドルごとに三五分の一オンスの金を、国際的信用通貨の意味において代表する。そういうこの比率でもって金と交換される約束になっているからだ。その限りにおいては、国際的信用通貨の保有である。

つまりドルは、通貨としては二重の性質をもち、二重の金価値を代表していることになる。国民的通貨でありながらも、また国際的通貨でもあった。したがって国際的通貨として機能するにあたっての通貨の価値は、国民的通貨として機能するに当っての価値（国内での事実上の価格標準）により規定をうける。けれども、それが国々の通貨当局のもとに集積されるときには、当局相互のあいだの取引に関するかぎりでは、法定金買上げ値の定める金分量の価値を代表する。それは国際的信用通貨でもある。そういう兌換の通貨を私的市民は通貨当局から手に入れて国際的支払流通に用いるという面からみると、国際的信用通貨の現実の国際的取引における流通であるかにみえる。けれどもその実質は、さきにも述べたように、不換であって、アメリカ国内において定まる事実上の価格標準にしたがう。けれども通貨当局のもとに集積されると、法定価格標準が定める確定金分量を代表する国際的信用通貨であった。国々の通貨当局のあいだでの法定された確定金分量と、国際商品流通の現実の場で機能する事後の価格標準にしたがう可変のドル価値との二つが、一つのドルに含まれている。そしてこれら二つの価値は分離しうる。もちろん一致へと返えす力も働く。例えば、不換通貨としての代表金分量が著しく低下して、法定代表金分量を大いに下まわるようになれば、金兌換への要求が増

すであろう。ロンドン金塊市場においては、金のドル価格は高騰しよう。もしもここで国際的信用通貨としてのドルへの信頼を守ろうと思えば、金への兌換を断わることではきぬのであって、ロンドン金塊市場においては、イングランド銀行に支持と諒解を求めて挺入れの操作をしてもらわねばならない。^注貿易や資本の移動に規制を加えざるをえないし、バイ・アメリカンとか利子平衡税などにみるがごときであろう。国内では、増税や、また歳出を減らす工夫をし、または利子率を引き上げるなどによって、不換のドルの増発を抑える措置がとられねばならない。こうして二重の金価値は、それぞれ別々に動きうるので、二者を一致へと引き戻そうとする市場においての自然の力は当然に働き、または財政・金融などの政策的措置が打たれる。不換と兌換、国内通貨と国際通貨との二重の性質を一つのドルが、内部にもつ。矛盾であり、矛盾についての統一である。通貨管理のさまざまな措置は、そういう諸矛盾にもとづく割目にそってのものであった。

注 ロンドン金塊市場は、世界での最大の自由市場であるといわれているが、やはり公的管理の伸びた金市場であることは看過できない。為替管理法にもつきイングランド銀行が公認する五社が、これに参加している。最大の金供給者はイングランド銀行であって、南ア共和国から金を買取り、五社の一つであるロスチャイルドを代理人として売りさばく。市場においての価格の基準はアメリカ通貨当局の定める一オンスの金三五ドルであって、ポンドの対米レート（二・八ドル）で換算すると二五〇シリングとなる。イングランド銀行による金売買の操作は、ポンド相場維持にそってのものであることは、いうまでもないが、ドルへの信頼が揺らぐときには、ロンドン金塊相場は高騰するから、ドルへの協力の措置を行なうことがある。例えば、一九六〇年一〇月にロンドン金市場の価格が四一ドルまで暴騰したとき、イングランド銀行は金を売却して価格の安定をはかり、それを後にアメリカが埋めあわせるといふ対策が講ぜられた。これはBridge Operationといわれている。その翌年一九六一年一二月には、バーゼル協定―ポンド支援のためにすでにできていたバーゼル国際決済銀行（BIS）の加盟銀行のあいだでの口頭の約束―のグループで金と共にあつて、ロンドン市場での金価格の安定を計ろうとする秘密の協定が作られた。

このことは金為替本位制国とみられる国々の通貨の場合にも変りはない。それぞれの国は自国の通貨の代表すべき確定金分量をそれぞれ定めて、IMFに登録している。けれども現実には自国で流通するにあたっては不換であって、その代表する金分量はその国においての事実上の価格標準にしたがう。可変であり、浮動的である。したがってこれら二重の価値は分離しうる。そこで一致へと引き戻す調整の措置がとられねばならぬ。もっともさきにも述べたように、ドルにおいての事実上の価格標準が平行して変動するようなときには、固定為替レートは維持されうるので、直ちに調整への政策的措置が打たれねばならぬと、いうことにはならない。けれどもその国の通貨の内面に矛盾する二因子が伏在していて、内面においての統一が破られうることは否定できない。こういう矛盾の側面に根ざして通貨管理は行なわれる。管理通貨制と呼ばれるものの生成の基礎は、金為替本位制とはいいいながら、今日のそれが内包するこのような歴史的時代の特質、すなわち国内と国際、不換と兌換との制度的に対立的な内在的矛盾にある。そこでもしも、一九二〇年代の金為替本位制についての概念が単に引き延ばされるだけで今日に適用されるのであれば、今日の通貨管理の問題の時代的に制度的な、特有にして本来の生成の基礎は、見失われてしまうことになるであらう。酒井氏においてこの点が、どのように理解されているかについて、みなければならぬ。

三 通貨管理とその背景

酒井氏の理解によると、通貨管理はなにも不換の今日の時代にもみ限られはしなかった。金兌換が行なわれた時代においてさえ、その維持のための「一種の通貨管理」が行なわれた。そういう種類の通貨管理がみずからの機能範囲をしないでに拡大していった、今日の通貨管理となったのである。つぎのごとくであった。――

「割引政策は一九世紀イングランド銀行が中央銀行としての地位を確立したところから意識的に運用されるようになったものであるし、オペレーション政策にしても一九世紀おわりイングランド銀行が行なったコンソル公債の売買にはじまる。割引率変更は第一次大戦まではもっぱら金準備擁護のために運用された信用政策であり、公債売買はそれを助ける補助手段であった。」(同、一一頁) こうして割引政策やオペレーション政策は、「金本位制下における信用政策」であり、「金本位制の下において行なわれた一種の通貨管理を意味するのである。」(同、一二頁) もっとも、その「通貨管理は金貨・金地金本位制の下にあっては、狭い枠のなかでの操作であった。銀行券発行量は金準備に制約されており、したがって人為操作といっても金準備の許す限度内で行なわれうるにすぎない。」(同、一二頁) ところが金為替本位制になると、銀行券発行の基礎は、金準備ではなく金・外貨準備にあるから、通貨発行の限界はそれだけ高められる。金為替の融通を国際金融市場でえることができるので、発行準備は拡大される。最終的な金の基礎から大巾に解放されることにより、以前のように金準備の防衛にだけ心を勞する必要はなく、信用政策の可能性はます。

もっとも一九二〇年代の金為替本位制のもとの信用政策には、まだ狭い制約があった。それは兌換に当って金地金を金為替かのオプションを認めるいわゆる金核本位制であったからだ。しかし現在の金為替本位制は、つぎの二つの点で異なっていて、この意味からいうと、「現在の金為替本位制の方が制度としては、より純化されているといえる。」(同、一三頁) のである。第一に、兌換の自由性に制限がある。金為替たる基準通貨の金兌換の自由と、金為替本位制国通貨の金為替との交換の自由について、二つながら現在は制限されている。価格標準を維持するに足るだけの転換は存するが、一般市民が正常な海外支払以外に通貨を金為替に交換する市民的自由は制止されている。このため一国の通貨に過剰が生じて、市民の自由な行動によって自動的に生じるであろう通貨量の調整は妨げられる。現在ではこのよう

な市民の自由な行動に代わる貨幣当局の管理機能が必要とされる(同、一三頁)。第二に、現在ではアメリカを除いて、金・金為替準備の最低率は法定されていない。もっとも準備率が法定されないことのために、金・外貨準備からの拘束はなくなり、通貨が無制限に発行されうるというのではなく、やはり国際収支の状況に応じ、また国民経済の成長力にしたがい、弾力的であるにしても、ある準備高を割るときには、通貨危機を生ぜしめるような最低限界は存在しうる(同、一三―四頁)。

ともかくもこのようにして、一九二〇年代の金為替本位制と現在の金為替本位制とのあいだには、「兌換がより制限されているという事情、また法定準備率の規制を欠いているという事情」の二点において、相違がある。これら二つの事情は「現在の金為替本位制において通貨にたいする金・金為替準備からの拘束をより弛めている。そのことは同時に現在の金為替本位制において通貨管理の余地を前よりも拡大していることを意味する。従来割引政策やオペレーション操作に限られていた信用政策が、いまでは支払準備制度やその他の質的信用規制にまで及んでいる」(同、一四頁)。

要するに以上の論述をまとめると、つぎのようことができる。全面的兌換の金本位制が行なわれていたときからすでに、通貨量調節のための信用政策＝通貨管理は、あるにはあった。その通貨管理の余地は、金・金為替準備からの拘束のゆるめられた現在の金為替本位制のもとでは拡大される。したがって拡大された仕方での通貨量調節のための信用政策が行なわれる。程度の差、規模の差である。「管理通貨制は信用政策を通じて通貨量を調節するものである」(同、一六頁)と、いわれている。一般的に抽象的な政策や技術を意味する概念であり、それが固有に立脚する具体的に現実的な時代や制度や条件などのごときは関係はない。今日の通貨管理には、制度的に歴史的に、また質的に、全面的兌換の時代におけるそれとは区別されねばならぬようなものは見当らない。管理通貨制度といっても、金為替本位制と

いう概念につきる。通貨管理は、金本位制以来の通貨量調節のための信用政策の量的範囲の拡大であったにすぎない。これが管理通貨についての酒井氏における基本的思考の態度・仕方とみなされてよからう。

政策とか技術は、一定の目的にたいしてのものであった。目的という価値に導かれてのそれに従属する手段の組織ある体系、そういうものとして政策や技術は構想される。それは主体にとってのことであった。特定の状況のもとで行動する特定の主体は、この特定の状況のうちに問題を感じる。そこから一定の志向が生まれ、その線にそっての実現のための諸方策・諸手段が構想されて吟味をうける。それぞれのとき、それぞれのところにおいて生活する現実の主体とその志向を離れては、政策とか技術といっても空しい。通貨量調節のための信用政策が金本位制のもとでしだいに育ってきたことは、確かに述べられるように事実であるが、しかしそれは資本主義の発展にそうものであり、またそれになう歴史的主体の対応の意識上の変化に負うものであった。一九世紀の終りから二〇世紀にわたり独占資本主義が伸びていった。支配と管理を求めている組織や措置が、国民経済の内部において進展した。国際的には、先進国と後進国、本国と植民地および半植民地とのあいだに支配と隷属の関係は進んだ。そういう内外の事情を映しての金為替本位制の生成であった。けれどもこうして生じた独占資本主義の時代ではあったが、そのことが実は兌換を維持できないものにする原因・矛盾を作った。独占資本主義後期の歴史的段階に入ることになる。一九二〇年代にはひとまず回復された兌換は、一九三〇年の大恐慌によって最終的な打撃をうける。第二次大戦後の経済は内外ともに大恐慌以前とは区別されねばならぬ異なった態容と状況を示すようになった。IMF体制という国際的通貨の組織は作られてはいるが、そこには不換の制度が埋伏している。国内においては兌換は、いずれの国においても許されてはいない。回復される兌換を将来に予想するものはいない。このような特有の時代的制度的事情と関連しての今日における通貨管理の問題である。抽象的に

一般的な技術や政策としての通貨管理が、単に量的に拡大したというだけには止まらない。歴史的に段階的に生成して規定をうける国民経済や国際経済の新らしい制度的状況に応答する歴史的に時代的に新らしい行動の意識や様式を表わすものとして、今日の通貨管理は存在し、また生じもした。

管理通貨の概念は、もともとケインズに発するものであった。ケインズはどのように考えていたのであろうか。酒井氏もケインズに拠りどころを求めて、これを通貨量調節のための信用政策であるとされたのであった(同、八一—一〇頁)。確かにそういう内容の論述が『貨幣改革問題』のうちに見出されることは事実であって、酒井氏のいわれることには誤りはない。けれども問題は、ケインズの論述の解釈にある、総体としての意味づけにある。ケインズにおいての抱負や觀念が技術的に抽象的な信用政策というに止まるものではなくて、遙かに広大な射程を遠望してのものではなかったかという疑問であって、それは時代の背景にかかわりをもつし、またケインズの主意の理解にも関する。ケインズは、すでに常識に属するが、大体には、つぎのような趣旨のことを、そこではいっていたのであった。

一国の物価水準を左右する要因にはいろいろあるが、なかでも市中銀行が創造して与える信用量による影響が一番大きい。ところが市中銀行の与える信用の分量は、預金にたいしての支払準備率と支払準備現金の量によって左右される。したがってこの二つを操作するならば、市中銀行が創造して与える信用量を規制することができ、つまりは一国の物価水準を動かしうる。そこでイングランド銀行が行なう金利政策や、および大蔵省が大蔵省証券を用いて行なう借入れ政策のごときが重視されねばならない。これら二つを用いることによって、市中銀行が保有する準備現金の量に影響を与え、またこれと一定比率関係を保たねばならぬ銀行預金在高を増減せしめることができ、つまりは市中銀行の創造信用量を制御しうる。一国物価水準は調整され、これにもとづいて現金通貨の分量も調整されよう。イングランド銀行や大

蔵省が行なう信用量の調整を用いて、通貨の分量を調整し、国内物価の安定をはかりうるとするのが、ケインズが主張する通貨管理の要であった。

しかしそういう通貨管理のための措置は、もともとなんのためのものであったか。国内物価の安定を第一目的としてのものであった。それではなんのために行なわなければならない国内物価の安定であるか。国内物価が下落すると、不況を引きおこし、生産を阻害し、失業者を生ぜしめ、国民経済に攪乱を与える。しかもここに重視されねばならぬのは、外国物価の変動が国内物価に及んでくる下落的な作用である。兌換が維持されていた戦前の金本位制のもとにおいては、金の自動的流出入の機構を通じて、為替相場は安定し、したがって外国の物価水準が下落するときには、直ちにこれにともない国内物価水準も下降せざるをえなかった。ケインズは為替の安定よりも国内物価の安定の方を優先して欲する。国内物価の安定のためには、安定した為替相場を通じて及んでくる外国物価の影響を、断ち切らねばならない。金兌換の再開は、望ましくはない。戦前に帰っての金本位制の再建を勧告するカンリフ委員会(Cunliffe committee)^注の報告に反対して、『貨幣改革問題』において、通貨管理の必要を説いたのである。それは不換の持続を前提とし、そのもとでの国内物価の安定を主張するものであった。信用量の調節にもとづく通貨量の調整は、この目的を実現するための手段であった。不換の制度を条件とし、国内均衡を目的とする政策的措置の主張であったことが、ここに注意されるべきである。

注 一九一四年に第一次世界大戦が勃発したとき、イギリス政府は金を条件つき輸出禁制品として、その兌換を実質的に停止した。またイングランド銀行への金の集中をはかり、金貨への兌換を阻止するさまざまな手段を講じた。一方その性質は国家紙幣である大蔵省の発行するcurrency noteは、戦時の赤字の財政をまかなう手段とされた。一九一八年一月に、Lord Cunliffeを長とする「戦後の通貨および外国為替委員会」が設けられ、一九一九年十二月にその任務を終えて、報告書は議会に提出された。金本位制

への復帰を説くものであり、この勧告にもとづき一九二五年五月にいたり、金本位法 Gold Standard Act が制定され、旧平価での金地金本位制をとることになった。

不換のままの状況を用いて、国民経済を国際的物価の変動から守ろうとする。また不換制のもとにおいては、一国通貨の分量をその国の金・外貨の保有量にかかわらずなく増減せしめうる余地がある。法定価格標準による直接的な通貨価値への支配はなくなっているのです、事実上の価格標準を引き下げて、名目的に物価を上昇させることも不可能ではない。このような政策的措置の背後には、国内均衡という一国経済の立場からの意図が立っている。この立場からみて、通貨は不換のままにされるべきであった。主体的には国民経済優先という行動的に実践的な政策的志向、そしてこの実現のための条件として不換の通貨制度が必要とされる。これら二つのことがらは、内面的に不可分に結びつく。ケインズの管理通貨論においての二大支柱とみなされてよからう。

もちろんのこと、為替相場の安定が全く無視されてよいというのではなかった。為替平衡勘定を用い、その安定をはかるうとするし、国内物価が国際物価の水準を離れて著しく上昇しても、こまるのである。国々においての物価の動揺は、為替相場を不安定にし、外国貿易を阻害する。後にケインズは、国際間の調整・協力の必要をつとめて説くようになった。われわれはそれを、ケインズ・プランという名で有名な「国際清算同盟案 Proposals for an International Clearing Union, 1943」においてみることできよう。けれども『貨幣改革問題』を出発とするケインズの根本の志向が、内なる経済の均衡・維持・発展にあったことは疑いない。主体的には国民主義に立っての経済改善、そしてその制度的必要条件としての不換の通貨、あわせてこれに関連しての国際的顧慮と協力の組織、すなわちこういった総体的実践的志向にそっての実現のための通貨・信用政策。ここにまで立ち帰ってケインズの管理通貨論が解釈されるときに、

その特有に歴史的な本来の意義や特質が明らかになってくるのである。

四 おわりに

管理通貨制度というなにか特別に違った体制があるかに高調する概念の仕方については、わたくしなりに疑問をもつ。とくにそれが恐慌も失業も低成長も解決しうる奇蹟の手段・組織でもあるかという樂觀的意見にたいしては、同感でない。なにかがなされうるにしても、そこには明らかな制限がある。その制限・限界を國際的な金為替本位制の側面から指摘して高調される酒井氏の意見には、傾聴さるべきものが多い。けれどもそういった正しい吟味ではあっても、それを限りの視点でもっては包み切れない現実の諸事実があった。金本位制のもとにおいても通貨量調節のための信用政策が行なわれていたことは、酒井氏のいわれるように事実であって、これを通貨管理といって悪い理由はないにしても、少なくともケインズが『貨幣改革問題』において説くそれは、明らかに質的に異なる因子を含んだものであった。その後の管理通貨の事実や理論についてみると、いっそうそのことは明瞭である。つまりは歴史的事実としての条件が違ふ。不換の通貨制度を内部的構造因子としてもつようになった資本主義の發展段階においてのことであった。兌換が措定されていながらも、実際には兌換されないで流通する信用通貨のことではない。初めから兌換されない不換の通貨を用いての国内流通や、また國際流通であった。そのゆえに行なわれねばならない通貨管理の必要であったし、そのことを前提としての現実の通貨管理でもあった。同じく管理して営まれる必要の生じた資本主義の時期に対応の施策や組織や意識に立ってのものであった。

独占後期の資本主義は、管理し管理される一國民經濟としての自意識を強めるようになる。世界貨幣金でもって結び

つけられた旧来の国際的きずなからみずからを切り離し、不換とされた通貨を用いての国民経済の営みが企図される。これは国内均衡優先主義である。そのために通貨量の調節や信用政策が行なわれる。これを兌換の時代と比べてみると、施策の種類や範囲は増してきている。しかし単なる量についての増大とはみられない。資本の組織・関係・過程・行動様式・意図・意識において、以前とは質的に異なる明確な差違をみるのである。不換はすでに常住化している。常住化する不換の通貨制度やそのうえに立つ通貨・信用の政策的措置が、いまは資本主義の構造のうちにビルト・インされていて、これをいわば一種の制度的構造因子とみないわけにはゆかない。もちろん管理通貨制度という特定の歴史的制度が貨幣制度としての金本位制に対立して存在を要求しうるかどうかについては、酒井氏とともにわたくしは疑問に思うが、資本主義のうちに定着化された通貨・信用管理という関係や行動の事実、独占後期の資本蓄積の状況や様式やその意識などを映すものとして、否定しようもないのである。

国内均衡優先主義ということをいったが、もちろん国際的経済関係の安定が全く無視されてよいのではない。大恐慌と第二次大戦とが破壊した国際経済を貨幣的側面から再建しようとして、IMF体制は作られた。そこではアメリカは金地金本位制国の立場に立ち、その他の国が金為替本位制国の立場におかれる。金と結びつく国民的通貨ドルが基準的通貨となり、固定為替レート制を通じて、国々の通貨の代表すべき確定金分量は与えられる。国内では不換にされてはいても、こういう国際的体系からの価値規制にたいしては全くの自由ではありえない。自由ではないために通貨管理が必要とされる。けれどもやはり国内においては通貨は不換であって、不換の通貨制度を用いての国々の資本の蓄積がはかられる。この斜面にそっても、管理の操作がなされてゆく。それは金為替本位制の立前をとる国際的通貨制度に対立し、その自然な働きの阻害となりうる。だからこそまた、国際的協力の必要が感ぜられ、そのための工夫がなされる

ことにもなる。

独占・寡占の支配する国々の資本主義のあいだには、競争と対立はまぬがれえない。それ自身一国民的通貨でしかないドルが国際的基準通貨としての働きをするということは、そのこと自身が、すでに矛盾である。国々の資本主義のあいだに醸成される不均衡とその発展とは、国際的通貨の体制を揺り動かす。国際的通貨制度の視野からするその是正への努力もなされている。協定されて作られた国際的通貨の秩序には、国々の経済は服さねばならない。しかし新しい矛盾がまた生れる。国際経済と国民経済、兌換と不換との矛盾の割目に、営為する国民経済にとつての実践的課題の雲がまき起る。管理通貨ということになってくる。管理通貨は、金為替本位制という一般的制度においての一般的操作の概念ではない。金本位制のもとで始まり拡大されてきた通貨規制の技術や方策ということでもない。歴史的時代を刻んで展開されてきた現代資本主義に特有な蓄積様式およびそれに対応の主体的行動の意識や意図に関連してのものなのである。矛盾から生じて矛盾とともに発展してゆくのが歴史である。歴史的に段階的な視点からみるのであれば、管理通貨制といつても具体的に現実的な意義や本質の理解にはいたりえない。^注

注 真藤素一教授の近著『管理通貨制度の理論』（有斐閣、昭和四二年）は、管理通貨制度やそれについての諸学説、ことに後者に比重がおかれた丹念で精力的な大著である。そこでの考察の視点は、不換制とそれとの国内均衡優先主義におかれている。酒井教授の考察とは、まさに対照的な研究の態度とということが出来る。不換制と国内均衡優先主義の見地をもたないでは管理通貨制のもつ歴史的に具体的な意味内容は把握できぬという点からいって、わたくしは真藤氏に同調するが、ただしそれが位置する国際経済という場についての理解が前提とされていることである。そうでないと、この主體的に独自の視角は、国際的な客観性を失う。国際的客観性の喪失を恐れての酒井氏においての国際的通貨秩序の普遍性と自然性の強調であつたと思われる。要は、国独資の国民経済という主體的要因と、それらを因子として成り立つ国際経済とその秩序とは、矛盾をはらむ相互関係において、把握さ

れるべきである。そういう視点に立つての考察でなければならぬ。もっともこれらの点については、あらためて詳論する機会をもちたいと願っている。ここではそういう国独資と国際経済とを結びつける関係交錯の視野に、管理通貨制の独特の意義が見出されるということを指摘するだけにとどめたい。